

愛媛県消費者保護条例（昭和50年3月14日条例第11号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>愛媛県消費生活条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第14条）</p> <p>第2章 <u>消費者の安全の確保、取引の適正化等に関する施策（第15条 第22条）</u></p> <p>第3章 消費者苦情の処理体制の整備（第23条 第27条）</p> <p>第4章 消費生活に係る物価安定措置（第28条 第30条）</p> <p>第5章 <u>立入調査等及び公表（第31条・第32条）</u></p> <p>第6章 補則（第33条 第35条）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、法令に特別の定めがあるもののほか、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の確立及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務並びに消費者の役割等</u> _____ を明らかにするとともに、<u>県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。</u></p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例において「消費者」とは、<u>個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。</u></p> <p>2 この条例において「事業者」とは、<u>法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。</u></p> <p>3 この条例において「事業者団体」とは、<u>事業者の共通の利益を増進することを目的とする2以上の事業者の結合体又はその連合体</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>愛媛県消費者保護条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第8条）</p> <p>第2章 <u>危害の防止、取引の安全等に関する施策（第9条 第13条）</u></p> <p>第3章 消費者苦情の処理体制の整備（第14条 第17条）</p> <p>第4章 消費生活に係る物価安定措置（第18条 第20条）</p> <p>第5章 <u>公表（第21条）</u></p> <p>第6章 補則（第22条・第23条）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （目的）</p> <p>第1条 この条例は _____、法令に特別の定めがあるもののほか、<u>消費者の利益の擁護及び増進に関し、<u>県、市町及び事業者（事業者の組織する団体を含む。以下同じ。）の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。</u></u></p>

新	旧
<p>をいう。</p> <p>4 この条例において「消費者団体」とは、消費者の利益の擁護又は増進を目的とする2以上の消費者の結合体又はその連合体をいう。 (基本理念)</p> <p>第3条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、県民の消費生活に関し、次に掲げる消費者の権利を確立するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。</p> <p>(1) 県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される権利</p> <p>(2) 消費者の安全が確保される権利</p> <p>(3) 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利</p> <p>(4) 商品及び役務について取引の安全が確保され、不当な取引条件を強制されず、不適正な取引行為を行わせない権利</p> <p>(5) 消費者に対し必要な情報が迅速かつ適確に提供される権利</p> <p>(6) 消費者に対し必要な教育及び学習の機会が確保される権利</p> <p>(7) 消費者の意見が消費者政策に反映される権利</p> <p>(8) 消費者の健全かつ自主的な組織活動を通じて消費者の利益の擁護及び増進のため、消費者団体を組織し、行動する権利</p> <p>(9) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される権利</p> <p>2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。</p> <p>3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。</p> <p>4 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。</p>	

新	旧
<p>(県の責務)</p> <p>第 4 条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、消費者政策を策定し、及びこれを推進する責務を有する。</p> <p>(市町に対する協力)</p>	<p>(県の責務)</p> <p>第 2 条 県は、消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p> <p>(市町の責務)</p>
<p>第 5 条 県は、市町が実施する消費者政策について、必要に応じて協力するものとする。</p>	<p>第 3 条 市町は、県が実施する消費者の保護に関する施策に協力するとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者の保護に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p>
<p>(事業者の責務)</p> <p>第 6 条 事業者は、基本理念にかんがみ、消費者に供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。</p> <p>(1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。</p> <p>(2) 価格及び供給の安定並びに品質等の向上を図ること。</p> <p>(3) 資源利用の適正化、環境への負荷の低減その他環境の保全に配慮すること。</p> <p>(4) 消費者に対し必要な情報を迅速かつ適確に及び明確かつ平易に提供すること。</p> <p>(5) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験等に配慮すること。</p> <p>(6) 消費者の意見の反映に配慮すること。</p> <p>(7) 事業者と消費者との間に生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該消費者苦情を適切かつ迅速に処理すること。</p> <p>2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、法令を遵守するとともに、自らが遵守すべき基準を作成すること等により、消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、県又は市町が実施する消費者政策に協力する責務を有する。</p> <p>(事業者団体の責務)</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第 4 条 事業者は、消費者に供給する商品及び役務について、危害の防止、規格への適合、適正な計量、表示、包装及び販売方法の実施等必要な措置を講ずるとともに、価格及び供給の安定、品質その他の内容の向上並びに資源利用の適正化を図り、並びに消費者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理する責務を有する。</p> <p>2 事業者は、県又は市町が実施する消費者の保護に関する施策に協力する責務を有する。</p>

新	旧
<p>第7条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、消費者苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。</p> <p>(消費者の役割)</p>	<p>(消費者の役割)</p>
<p>第8条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するとともに、必要に応じて消費者政策に関して意見を述べることによつて、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすように努めなければならない。</p> <p>2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>(消費者団体の役割)</p>	<p>第5条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動することによつて、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすように努めなければならない。</p>
<p>第9条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。</p> <p>(啓発活動及び教育の充実等)</p>	<p>(啓発活動)</p>
<p>第10条 知事は、消費者の自立を支援する _____ため、消費者に対し、消費生活に関する必要な情報の提供、知識の普及等啓発活動を推進するものとする。</p> <p>2 県は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育の充実及び学習機会の提供に関し必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 知事は、消費生活の安定及び向上を図るため、事業者に対し、必要な情報の提供、知識の普及等啓発活動を推進するものとする。</p>	<p>第6条 知事は、消費者が自主的かつ合理的に行動することにより自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるようにするため、消費者に対し、_____必要な情報の提供、知識の普及等啓発に努めなければならない。</p> <p>2 知事は、消費者の保護_____を図るため、事業者に対し、必要な情報の提供、知識の普及等啓発に努めなければならない。</p>
<p>第11条 省略 (意見等の反映及び県民の参加)</p>	<p>第7条 省略 (意見等の反映及び県民の参加)</p>
<p>第12条 知事は、消費者政策_____の策定及び推進に当たつ</p>	<p>第8条 知事は、消費者の保護に関する施策の策定及び実施に当たつ</p>

新	旧
<p>ては、消費者及び消費者団体の意見、要望等を反映させるとともに、広く県民の参加を求めるように努めなければならない。</p>	<p>ては、消費者_____の意見、要望等を反映させるとともに、広く県民の参加を求めるように努めなければならない。</p>
<p>(高度情報通信社会の進展への的確な対応)</p>	
<p>第13条 知事は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たつて高度情報通信社会の進展に的確に対応するものとする。</p>	
<p>(環境の保全への配慮)</p>	
<p>第14条 知事は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たつて環境の保全に配慮するものとする。</p>	
<p>第2章 消費者の安全の確保、取引の適正化等に関する施策 (危害の防止)</p>	<p>第2章 危害の防止、取引の安全等に関する施策 (危害の防止)</p>
<p>第15条 知事は、事業者が消費者に供給する商品又は役務が、消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、当該事業者に対し、当該危害を防止するために必要な限度において、当該商品及び役務の供給の中止及び回収等必要な措置を講ずるように指導し、又は勧告しなければならない。</p>	<p>第9条 知事は、事業者が消費者に供給する商品及び役務が、消費者の生命、身体及び財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは_____、当該事業者に対し、当該危害を防止するために必要な限度において、当該商品及び役務の供給の中止及び回収等必要な措置を講ずるように指導し、又は勧告しなければならない。</p>
<p>2 知事は、事業者が消費者に供給する商品又は役務が、消費者の生命、身体又は財産に対して重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、規則で定めるところにより、当該商品又は役務の名称その他の規則で定める事項を消費者に周知するものとする。</p>	<p>2 知事は、前項の規定に基づき、指導し、又は勧告した場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置の結果について報告を求めることができる。</p>
<p>3 前項の規定による周知があつたときは、当該商品又は役務を供給する事業者は、直ちに当該商品及び役務の供給の中止及び回収等必要な措置をとらなければならない。</p>	
<p>(自主基準の設定)</p>	<p>(自主基準の設定)</p>
<p>第16条 事業者団体は、消費者の安全の確保、取引の適正化等に資す</p>	<p>第10条 事業者の組織する団体は、危害の防止、取引の安全等に資す</p>

新	旧
<p>るため、事業者が消費者に供給する商品及び役務について、規格、<u>広告その他の表示、包装その他必要な事項の基準を定めるように努めなければならない。</u> (県の基準の設定)</p>	<p>るため、事業者が消費者に供給する商品及び役務について、規格、<u>表示</u>、包装その他必要な事項の基準を定めるように努めなければならない。 (県の基準の設定)</p>
<p>第17条 知事は、<u>消費者の安全の確保、取引の適正化等を図るため、特に必要があると認めるときは、事業者が消費者に供給する商品及び役務について、規格、<u>広告その他の表示、包装その他必要な事項の基準を定めることができる。</u></u></p>	<p>第11条 知事は、<u>危害の防止、取引の安全等</u>を図るため、特に必要があると認めるときは、事業者が消費者に供給する商品及び役務について、規格、<u>表示</u>、包装その他必要な事項の基準を定めることができる。</p>
<p>2 知事は、前項に規定する基準を定めようとするときは、<u>愛媛県消費生活審議会</u>の意見を聴かなければならない。これを<u>変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</u></p>	<p>2 知事は、前項に規定する基準を定めようとするときは、<u>愛媛県消費者保護審議会</u>の意見を聴かなければならない。これを<u>変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</u></p>
<p>第18条 省略 (試験、検査等の実施)</p>	<p>第12条 省略 (試験、検査等の実施)</p>
<p>第19条 知事は、<u>消費者の安全の確保、取引の適正化等を図るため、事業者が消費者に供給する商品及び役務について、試験、検査、調査、監視等を実施し、必要に応じてその結果を公表するものとする。</u> (不適正な取引行為の禁止)</p>	<p>第13条 知事は、<u>危害の防止、取引の安全等</u>を図るため、事業者が消費者に供給する商品及び役務について、試験、検査、調査、監視等を実施するように努めなければならない。</p>
<p>第20条 事業者は、<u>消費者と事業者との間で行う商品又は役務の取引(以下「消費者取引」という。)に関し、次に掲げる行為を行つてはならない。</u></p>	
<p>(1) <u>消費者に対し、販売の意図を隠し、商品若しくは役務に関する重要な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為で規則で定めるもの</u></p>	
<p>(2) <u>消費者を威迫し、執ように説得し、又は心理的に不安に陥れる等不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為で規則で定めるもの</u></p>	
<p>(3) <u>取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為で規則で定め</u></p>	

新	旧
<p><u>るもの</u></p> <p>(4) <u>消費者若しくはその関係者を欺き、威迫し、困惑させる等不当な方法を用いて契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務の履行をさせる行為で規則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>契約若しくは法律の規定に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、適切な処理をせず、履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為で規則で定めるもの</u></p> <p>(6) <u>消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによつて生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させる行為で規則で定めるもの</u></p> <p>(7) <u>信用の供与の契約若しくは保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）に関し、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為で規則で定めるもの</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げる行為に準ずる行為で規則で定めるもの</u></p> <p>2 <u>知事は、前項各号に規定する規則を定めようとするときは、愛媛県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを改正し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、事業者が第三者に対し、消費者取引について媒介をすることの委託（以下「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託を受けた者（2以上の段階にわた</u></p>	

新	旧
<p>る委託を受けた者を含む。)を含む。以下「受託者等」という。)が消費者に対して同項各号に掲げる行為(以下「不適正な取引行為」という。)をした場合について準用する。</p> <p>4 消費者取引に係る消費者の代理人、事業者の代理人及び受託者等の代理人は、第1項(前項において準用する場合を含む。)次条、第22条及び第31条の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。</p> <p>(不適正な取引行為に対する指導又は勧告)</p> <p>第21条 知事は、不適正な取引行為を行つている事業者又は受託者等(以下「事業者等」という。)があるときは、その者に対し、当該不適正な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。</p> <p>(不適正な取引行為の周知)</p> <p>第22条 知事は、事業者等が不適正な取引行為を行つていると認める場合において、当該不適正な取引行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該事業者等の氏名又は名称その他の規則で定める事項を消費者に周知するものとする。</p> <p>第3章 消費者苦情の処理体制の整備 (市町が実施する消費者苦情の処理の援助)</p> <p>第23条 知事は、市町が実施する消費者苦情</p>	<p>第3章 消費者苦情の処理体制の整備 (市町が実施する消費者苦情の処理の援助)</p> <p>第14条 知事は、市町が実施する消費者と事業者との間の取引に関し</p>
<p>の処理について、必要に応じて情報の提供、技術的助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(消費者苦情の処理等)</p> <p>第24条 知事は、消費者苦情の申出があつたときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情を解決するために必要なあつせんその他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 知事は、消費者苦情を処理するために必要があると認めるときは、事業者又は関係者に対し、商品及び役務について説明若しくは</p>	<p>て生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)の処理について、必要に応じて情報の提供、技術的助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(消費者苦情の処理)</p> <p>第15条 知事は、消費者苦情の申出があつたときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情を解決するために必要なあつせんその他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 知事は、消費者苦情を処理するために必要があると認めるときは、事業者又は関係者に対し、商品及び役務に係る物資の成分、原</p>

新	旧
<p>必要な資料の提出を指示し、又は要請することができる。</p> <p>3 知事は、第1項に規定するあつせんその他の措置を講じた場合において、消費者苦情の解決が<u> </u>困難であると認めるときは、愛媛県消費者苦情処理審査会（以下「審査会」という。）に対し、当該消費者苦情の調停を求めることができる。</p> <p>4 審査会は、前項の規定により調停を求められた消費者苦情について、調停案を作成し、当該消費者苦情の当事者に対し、当該調停案の受諾を勧告することができる。</p> <p>5 知事は、規則で定めるところにより、第3項の規定により調停を求めた消費者苦情のうち特に必要があると認めるものについて、審査会における審議の経過及び結果の概要を消費者に周知するものとする。</p>	<p>材料、構造、加工方法、流通経路等について、必要な資料の提出を指示し、又は要請することができる。</p> <p>3 知事は、第1項に規定するあつせんその他の措置を講じた場合において、消費者苦情の解決が<u>著しく</u>困難であると認めるときは、愛媛県消費者苦情処理審査会（以下「審査会」という。）に対し、当該消費者苦情の調停を求めることができる。</p> <p>4 審査会は、前項の規定により調停を求められた消費者苦情について、調停案を作成し、当該消費者苦情の当事者に対し、当該調停案の受諾を勧告することができる。</p>
<p>第25条 知事は、事業者及び事業者団体に対し、消費者苦情の処理の体制の整備について、助言することができる。</p> <p>（訴訟の援助）</p>	<p>（訴訟の援助）</p>
<p>第26条 知事は、事業者が消費者に供給する商品及び役務によつて被害を受けた消費者が、当該事業者に対して訴訟（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条に規定する和解及び民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停を含む。以下同じ。）を提起しようとする場合において、当該訴訟が次<u> </u>に掲げる要件のいずれにも該当するものであるときは、当該訴訟を提起しようとする者に対して、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する資金を貸し付けることができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 訴訟の原因となつた紛争が第24条第4項の規定により審査会が行つた調停によつて解決しないものであること。</p> <p>2 省略</p>	<p>第16条 知事は、事業者が消費者に供給する商品及び役務によつて被害を受けた消費者が、当該事業者に対して訴訟（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条に規定する和解及び民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停を含む。以下同じ。）を提起しようとする場合において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件に該当するものであるときは、当該訴訟を提起しようとする者に対して、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する資金を貸し付けることができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 訴訟の原因となつた紛争が前条第4項<u> </u>の規定により審査会が行つた調停によつて解決しないものであること。</p> <p>2 省略</p>
<p>第27条 省略</p> <p>第4章 消費生活に係る物価安定措置</p>	<p>第17条 省略</p> <p>第4章 消費生活に係る物価安定措置</p>

新	旧
<p>第28条 省略 (物価監視)</p> <p>第29条 知事は、消費生活との関連性が高い商品(以下「生活関連商品」という。)の価格及び需給の状況が消費生活の安定に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品を価格及び需給の状況の監視(以下「物価監視」という。)を行う商品として指定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により指定した生活関連商品について、物価監視を行わなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定により指定した生活関連商品の価格及び需給の状況が消費生活の安定に影響を及ぼすおそれなくなつたと認めるときは、同項に規定する指定を解除しなければならない。</p>	<p>第18条 省略 (物価監視)</p> <p>第19条 知事は、消費生活との関連性が高い商品(以下「生活関連商品」という。)の価格及び需給の状況が消費生活の安定に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品を価格及び需給の状況の監視(以下「物価監視」という。)を行う商品として指定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により指定した生活関連商品について、物価監視を行わなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定により指定した生活関連商品の価格及び需給の状況が消費生活の安定に影響を及ぼすおそれなくなつたと認めるときは、同項に規定する指定を解除しなければならない。</p> <p>4 知事は、物価監視を行う場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し、調査を実施し、又は資料の提出若しくは説明を求めることができる。</p>
<p>第30条 省略 第5章 立入調査等及び公表 (立入調査等)</p> <p>第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告を求め、その職員に、事業者等の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は必要最小限度の数量の商品若しくは当該事業者が役務を提供するために使用する物若しくは当該役務に関する資料(以下「商品等」という。)の提出を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 県は、第1項の規定により事業者から商品等を提出させたときは、正当な補償を行うものとする。</p> <p>4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認めら</p>	<p>第20条 省略 第5章 公表</p>

新	旧
<p><u>れたものと解釈してはならない。</u> <u>(公表)</u> 第32条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者等の氏名又は名称、住所及びその該当する内容を公表することができる。 (1) <u>第15条第1項、第18条第2項、第21条又は第30条の規定による勧告に従わなかつたとき。</u> (2) <u>第24条第2項の規定による指示に従わなかつたとき。</u> (3) <u>前条第1項の規定による報告若しくは商品等の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは商品等の提出をし、同項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</u></p> <p>第6章 補則 <u>(知事に対する申出)</u> 第33条 県民は、この条例の定めに違反する事業活動により、消費者の利益が害されていると認めるときは、規則で定めるところにより、知事に対して、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。 2 知事は、前項の規定による申出があつたときは当該申出に係る事項について必要な調査を行い、当該申出に係る事項が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。 3 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、第1項の規定による申出の内容及びその結果の概要その他の規則で定める事項を消費者に周知するものとする。 <u>(国の行政機関の長等との協力等)</u></p>	<p><u>(公表)</u> 第21条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者の氏名及びその該当する内容を公表することができる。 (1) <u>第9条第1項、第12条第2項又は前条</u>の規定による勧告に従わなかつたとき。 (2) <u>第9条第2項の規定による報告を拒んだとき。</u> (3) <u>第15条第2項の規定による指示に従わなかつたとき。</u> (4) <u>第19条第4項の規定による調査を拒み、又は資料の提出若しくは説明の要求に応じなかつたとき。</u></p> <p>第6章 補則</p>
	<p><u>(国の行政機関の長等との協力)</u></p>

新	旧
<p>第34条 知事は、消費者政策_____の実施について、国の行政機関、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）若しくは他の地方公共団体の長の協力が必要であると認めるとき、又はこれらの者から協力を求められたときは、情報の提供若しくは調査の依頼その他の協力を求め、又はその求めに応じなければならない。</p> <p>2 知事は、前項に定めるもののほか、県民の消費生活の安定と向上を図るため必要があると認めるときは、国の行政機関又は国民生活センターの長に対し、意見を述べ、必要な措置をとるよう求めるものとする。</p> <p>第35条 省略</p>	<p>第22条 知事は、消費者の保護に関する施策の実施について、国の行政機関_____若しくは他の地方公共団体の長の協力が必要であると認めるとき、又はこれらの者から協力を求められたときは、情報の提供若しくは調査の依頼その他の協力を求め、又はその求めに応じなければならない。</p> <p>第23条 省略</p>

愛媛県執行機関の附属機関設置条例（昭和27年12月25日条例第54号）の一部改正 第2条に係る部分

新				旧			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	構成員の数の定限	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	構成員の数の定限
知事	省略	省略	省略	知事	省略	省略	省略
	愛媛県消費生活審議会	消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の基本的事項及び施策の実施に係る重要な事項の調査審議並びに意見の具申に関する事務	25人		愛媛県消費者保護審議会	消費者の保護_____に関する施策の基本的事項及び施策の実施に係る重要な事項の調査審議_____に関する事務	25人
	省略	省略	省略		省略	省略	省略
教育委員会	省略	省略	省略	教育委員会	省略	省略	省略